

知的財産戦略本部
デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

「インターネット・サービス・プロバイダの責任の
在り方」に関する当協会の意見

2008年10月14日
社団法人 日本レコード協会

違法音楽配信の利用実態と意識

違法な音楽配信の蔓延が、正規の音楽配信ビジネスの拡大を著しく阻害している。



「違法な携帯電話向け音楽配信利用実態」(2007年11月調査)

○携帯ユーザーの**83%が認知**、**37%が利用**。特に10代の利用率が極めて高い。

(12-15歳では64%、16-19歳では57%が利用)

○違法サイト利用者のうち、**14%がアップロード経験あり**

○**77%の違法サイト利用者は罪悪感を感じていない**

出典: 日本レコード協会調査(ファイル交換ソフトによる違法ダウンロード数は、コンピュータソフトウェア著作権協会等との共同調査)

当協会の違法音楽配信への主な取り組み

※2008年9月末現在

◎エンフォースメント（携帯電話向け）

- 違法にアップロードされた音楽ファイルを大量に削除要請
⇒ **累計20万ファイル以上**（2006年～）
- 悪質行為者に対する法的措置
⇒違法なアップロードを行っていた掲示板開設者／違法アップローダー計4名の逮捕への協力
（2007年9月主犯格は懲役1年執行猶予3年の判決が確定）
- 違法な音楽ファイルを入手できるサイト等の紹介本の出版社13社に掲載自粛を要請

◎技術的対策

- 違法な携帯電話向け音楽配信根絶のための技術的対策を携帯キャリア等と検討中
- 違法な音楽ファイルを提供するサイトの情報をフィルタリング向けに提供中

◎エルマーク®



- 正規のレコード音源等の配信サイトで表示
- 153社の配信事業者、888サイトに対応。

◎法改正への取り組み

- 違法サイトからのダウンロード等を違法とする著作権法改正の実現に向けた活動

◎広報・啓発活動

- 「携帯音楽を守りたい」キャンペーン（TVCMなど）



※有名アーティスト起用による大型キャンペーンを展開

（2008年3～4月）

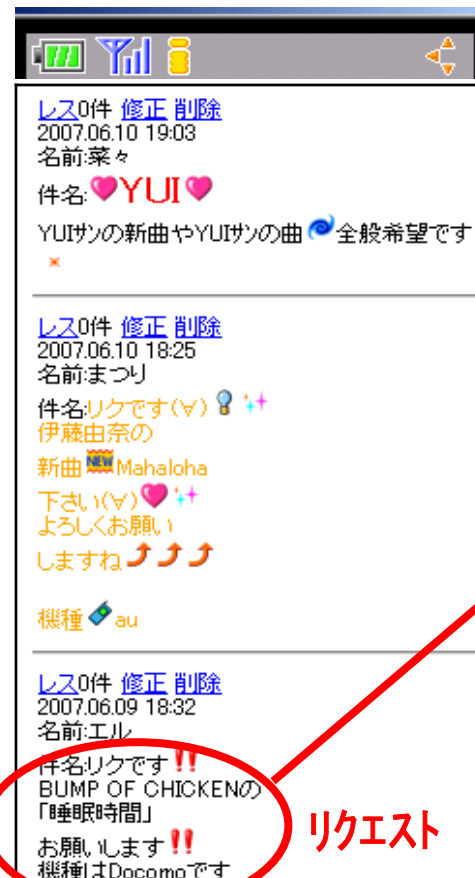
携帯電話向け違法音楽配信の実態

〔侵害の状況〕

- 誰でも利用できる「携帯電話向け電子掲示板」のファイル添付機能を用いて、個人ユーザーの間で違法音楽ファイルが交換されている
⇒「プロバイダ責任制限法」制定時には存在しなかった侵害の類型
- (違法)着うたの専用スレッド(板)が設置されており、通常のコメント書込み型掲示板とは明らかに異なる利用がなされている
- 誰もが簡単にアップロードし、無料でダウンロードできる
- プロバイダは主に広告で収益をあげている

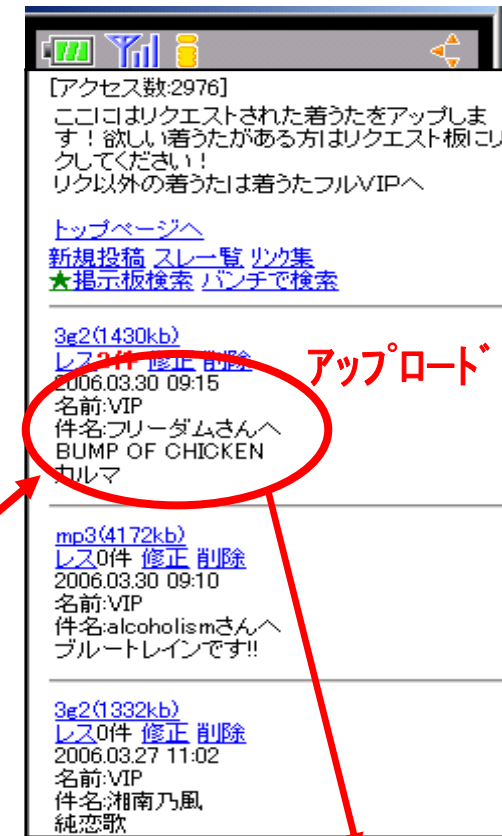
〔ファイル添付の可能な携帯電話向け電子掲示板の例〕

リクエスト用スレッド(板)



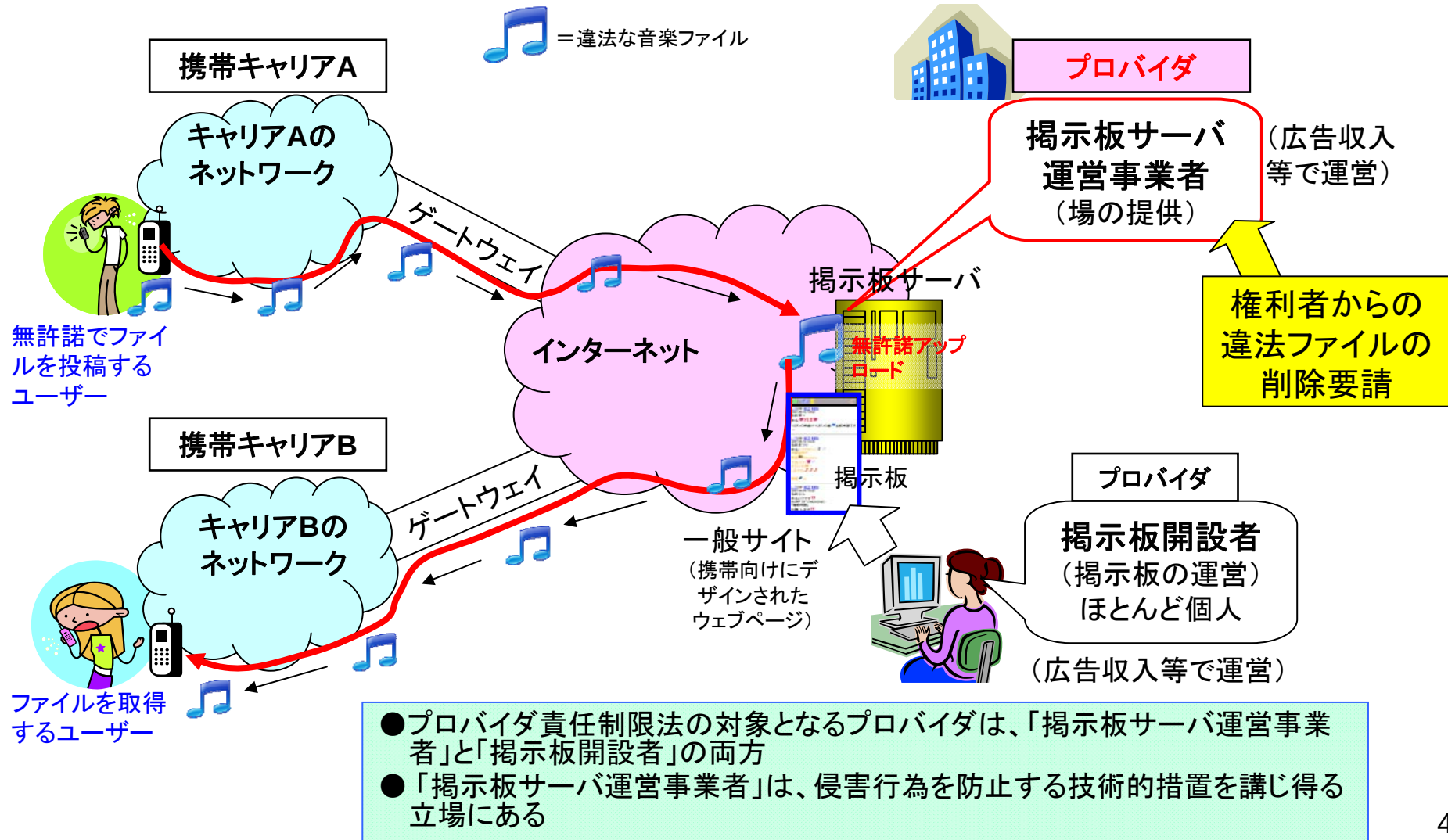
レンタル掲示板内スレッドに掲載

レスポンス用スレッド(板)



ファイルのダウンロード

「ファイルの添付が可能な携帯電話向け電子掲示板」における侵害の仕組み



当協会の意見

1. 一定のプロバイダに対して、侵害行為を防止する技術的措置を合理的な範囲で講じることが義務付け、この義務の履行をプロバイダ責任制限法による免責を受ける要件とすべきである。

- 権利者が、日々大量に発生する違法な音楽ファイルを発見し、削除要請を行うことには限界がある。
- 違法な音楽ファイルの削除のみでは、侵害量の減少には繋がらず、権利保護の実効性を欠く。
- 最近、他国でも、プロバイダに同様の義務を課す立法や判例がある(P6～7参照)。

2. 発信者情報の開示請求手続の簡素化を図るべきである。

- 当協会の例では、証拠収集から最終的に発信者情報が開示されるまで最低半年以上要している(ISPが任意に開示する例は少なく、訴訟(判決)による開示が多い)。
- 訴訟に際しては、ログ保存の仮処分と本訴訟を行っており、損害賠償請求等の権利行使の前提としての違法行為者の特定に手間とコストがかかっている。

ご 参 考

海外の立法等について(1)

(1) アメリカ

アメリカ著作権法第512条(i)は、プロバイダが損害賠償責任の制限を受けるためには、以下の全てを満たすことが必要であると定めている。

- ・著作権侵害行為を繰り返すユーザーについて、一定の条件下で契約を解除する旨の規約を制定・実施し、これをユーザーに通知すること
- ・標準的な技術的手段を導入すること

(2) イギリス

本年7月、ISP大手6社、レコード・映画業界は、政府当局の後援のもと、P2Pによる違法ファイル共有の防止に向けた覚書を締結した。P2Pによる権利侵害対策として、ISPからの警告メールの送信やOFCOM(情報通信省)の検討会で技術的対策の検討を行なうこと等が覚書に盛り込まれている。政府当局は、この検討会の報告に基づき、プロバイダ責任に関する法制化を検討する考えを表明している。

(3) フランス

2007年11月、フランス政府、ISP、音楽・映画権利者の三者が、インターネット上の著作権侵害の防止に向けた覚書を締結した。覚書によれば、著作権侵害を行っているユーザーに対して、権利者側の要請に基づきISP経由で警告メッセージを発信する独立機関を新たに設置し、反復継続的に侵害が行われている場合については、同機関が直接又は裁判所を通じて、ユーザーの接続アカウントの停止・終了をISPに命じることとされている。覚書内容の実施に向けて、現在、関連諸法の改正準備が進められており、これら措置に関するプロバイダの協力義務を盛り込むことも検討されている。

ご 参 考

海外の立法等について(2)

(4) ベルギー

ファイル交換による著作権侵害をめぐり、音楽著作権管理団体であるSABAMがインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) であるScarlet社 (旧称 Tiscali) を提訴した事件について、2007年6月、ブリュッセル地方裁判所は、Scarlet社に対してファイル交換による著作権侵害を防止する措置を講じることを命じるとともに、専門家の意見に基づき、違法ファイルの効果的なフィルタリングを可能とする技術的解決策が複数存在すると言及している。

(5) ニュージーランド

本年4月に著作権法改正法案が成立し、改正法第92A条において、インターネット・サービス・プロバイダは、セーフハーバー規定の適用の有無にかかわらず、違法行為を繰り返すユーザーの接続アカウントを停止する旨の規約を制定・実施することが義務づけられることになった。

(6) 韓国

2006年12月に改正された韓国著作権法第104条は、特定の種類のオンラインサービスプロバイダ (OSP) に対し、権利者の要請に応じて、著作物の違法送信を遮断する技術的措置等の必要な措置を講じることを義務づけている。

上記のほか、現在、韓国では、ネットワーク上の著作権侵害を抑止するために更なる著作権法改正が検討されている。具体的には、ネットワーク上において権利侵害物の送信が確認された場合、著作権委員会はOSPに対して、警告発信、権利侵害物の削除・送信停止又は侵害行為を繰り返すユーザーの接続アカウント停止・終了を勧告することができるほか、文化観光大臣がOSPに対して、侵害行為を繰り返すユーザーについて接続アカウントの停止・終了を命令することも可能とされる。